

A16 医療法人の社員とは、社団医療法人において存在し、社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者をいいます。

【解説】

1. 社員の資格要件

社員は自然人であることが要件となります。そのため、他の医療法人や株式会社が社員となることは認められません。

また、社員は医療法人の最高意思決定機関である社員総会の構成員となります。そのため、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正ではありません。しかし、未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば(義務教育終了程度の者)社員となることができます。

経過措置型医療法人の場合で、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た者が、社員としての資格要件を備えていないときは社員となることはできません。

2. 社員の権限

医療法では「社員は各 1 個の議決権を有する。」と規定されており、社員総会では、各社員の議決権は平等となります。社員総会に出席しない社員はあらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人によって議決することが可能です。ただし、定款において別段の定めをしている場合には、定款の定めによります。

なお、個人以外の株式会社など営利法人が持分の定めのある社団医療法人へ出資することは可能とされていますが、それに伴って社員として議決権を有することや、役員として経営に参画することはできないと解釈されています。(平成 3.1.17 指第 1 号東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答)

〈平成 3.1.17 指第 1 号東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答〉

(照会) 株式会社、有限会社その他営利法人は、法律上出資持分の定めのある社団医療法人、出資持分の定めない社団医療法人または財団医療法人のいずれかに対して出資者または寄付者となり得ますか。

(回答) 医療法第 7 条第 4 項において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。

すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。

3. 経過措置型医療法人の場合の出資持分の有無

経過措置型医療法人の場合には、出資持分のある社員、出資持分のない社員(＝出資持分がゼロの社員)が存在します。出資持分のない社員が存在するのは、出資をしなくても社員となることが認められているためです。

4. 社員の資格喪失

モデル定款では、社員は「除名、死亡、退社」によりその資格を失うものとされています。

除名は、モデル定款において、「社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる」とされています。

退社は、モデル定款において、「やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる」とされています。